第9号議案

愛南町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部 改正について

上記の議案を提出する。

令和6年3月8日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

指定管理者の候補者を公募によらず選定する場合の要件を明確に規定するため。

愛南町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条 例

愛南町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年愛南町条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第244条の2第4項」を「第244条の2第3項」に、「同条第3項に規定する」を「本町が設置する公の施設(以下「施設」という。)の管理を行わせる」に改め、「(以下「指定管理者」という。)」を削る。

第2条の見出しを「(公募等)」に改め、同条中「法第244条の2第3項の規定により」及びただし書を削り、同条第1号中「指定施設」を「施設」に改め、同条第5号中「第4条第1項」を「次項」に改め、同条第7号中「指定施設」を「施設」に改め、「(以下「利用料金」という。)」を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、公 募によらず指定管理者の候補となる団体(以下「指定候補者」という。)を選定する ことができる。
 - (1) 次条第1項に規定する申請書の提出がないとき。
 - (2) 第4条第1項の規定による審査の結果、指定候補者を選定しなかったとき。
 - (3) 施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。
 - (4) 施設の性質、規模、機能等により公募することが適当でないと町長等が認めるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公募を行わないことに合理的な理由があると町 長等が認めるとき。
- 3 前項の規定により指定管理者を選定するときは、町長等は、あらかじめ選定しようとする団体と協議し、次条第1項の申請書の提出を求め、第4条第1項各号に掲げる基準に照らし総合的に判断するものとする。

第3条第1項第2号並びに第2項第2号及び第3号中「指定施設」を「施設」に改める。

第4条第1項中「申請」を「申請書の提出」に、「審査した上、指定管理者の候補となる団体(以下「指定候補者」という。)」を「審査し、指定候補者」に改め、同項各号中「指定施設」を「施設」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「非選定者」を「前項の審査を行った団体のうち指定候補者以外の団体」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第6条中「指定施設」を「施設」に改める。

第7条第1項中「第2条第8号」を「第2条第1項第8号」に、「指定施設」を「施設」に改め、同条第2項第2号から第4号までの規定中「指定施設」を「施設」に改める。

第8条第1項中「第244条第11項」を「第244条の2第11項」に改め、同条第2項中「指定施設」を「施設」に改める。

第9条から第11条まで及び第13条から第15条までの規定中「指定施設」を「施設」に改める。

第16条中「第2条本文」を「第2条第1項(第3号を除く。)」に、「同条ただし書」を「同条第2項」に改め、同条ただし書中「指定施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない」を「同項第3号の規定に該当する」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

愛南町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 新旧対照表

現 行

(趣旨)

律第67号。以下「法」という。)第244条の 2第4項の規定に基づき、同条第3項に規 定する

指定管理者(以下「指定管理者」 という。)の指定の手続等に関し必要な事項 を定めるものとする。

(公募)

- 第2条 町長又は教育委員会(以下「町長等」|第2条 町長又は教育委員会(以下「町長等」 という。)は、法第244条の2第3項の規定 により指定管理者を指定しようとするとき は、次に掲げる事項を明示して、指定管理 者になろうとする法人その他の団体(以下 「団体」という。)を公募しなければならな い。ただし、指定管理者に管理を行わせよ うとし、又は行わせている公の施設(以下 「指定施設」という。)の管理上緊急に指定 管理者を指定しなければならないときその 他公募を行わないことについて合理的な理 由があるときは、この限りでない。
 - (1) 指定施設の概要
 - $(2)\sim(4)$ 略
 - (5) 第4条第1項に規定する指定候補者 を選定する基準
 - (6) 略
 - (7) 指定施設の利用に係る料金(以下「利 用料金」という。)に関する事項

(8)、(9) 略

(新設)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法|第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法 律第67号。以下「法」という。)第244条の 2第3項の規定に基づき、本町が設置する 公の施設(以下「施設」という。)の管理を 行わせる指定管理者

正

改

案

____の指定の手続等に関し必要な事項 を定めるものとする。

(公募等)

という。)は、

指定管理者を指定しようとするとき は、次に掲げる事項を明示して、指定管理 者になろうとする法人その他の団体(以下 「団体」という。)を公募しなければならな

(1) 施設の概要

- $(2)\sim(4)$ 略
- (5) 次項 に規定する指定候補者 を選定する基準
- (6) 略
- (7) 施設の利用に係る料金 に関する事項

(8)、(9) 略

- 2 前項の規定にかかわらず、町長等は、次 のいずれかに該当するときは、公募によら ず指定管理者の候補となる団体(以下「指定 候補者」という。)を選定することができる。
 - (1) 次条第1項に規定する申請書の提 出がないとき。
 - (2) 第4条第1項の規定による審査の結 果、指定候補者を選定しなかったとき。
 - (3) 施設の管理上緊急に指定管理者を指 定しなければならないとき。
 - (4) 施設の性質、規模、機能等により公 募することが適当でないと町長等が認め
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公募を 行わないことに合理的な理由があると町 長等が認めるとき。
- 3 前項の規定により指定管理者を選定する ときは、町長等は、あらかじめ選定しよう

(新設)

現 行 改 正

(指定管理者の指定の申請)

- 第3条 指定管理者の指定を受けようとする|第3条 指定管理者の指定を受けようとする 団体は、次に掲げる事項を記載した申請書 を町長等に提出しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 指定施設の名称
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添 付しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 指定施設の管理に係る事業計画書
 - (3) 指定施設の管理に係る収支予算書
 - (4) 略

(指定候補者の選定)

- 請 があったときは、次に掲げる基 準に照らして審査し<u>た上</u>、<u>指定管理者の候</u> 補となる団体(以下「指定候補者」という。) を選定するものとする。
 - (1) 指定施設の利用に関し不当な差別的 取扱いが行われるおそれがないこと。
 - (2) 指定施設の設置の目的に照らしその 管理を効率的かつ効果的に行うことがで きるものであること。
 - (3) 指定施設の管理を適確に遂行するに 足りる人的構成及び財産的基礎を有する ものであること。
- 2 町長等は、前項の規定による選定と同時 (削除) に、当該申請を行った団体のうち指定候補 者以外の団体(以下「非選定者」という。) を指定管理者に指定しない旨の処分をしな ければならない。
- 3 町長等は、第1項の規定により指定候補 2 町長等は、前項 の規定により指定候補 者を選定した後、法第244条の2第6項の規 定による町議会の議決を経るまでの間に、 当該指定候補者を指定管理者に指定するこ とが著しく不適当と認められる事情が生じ たときは、当該指定候補者を指定管理者に 指定しない旨の処分をし、非選定者

の中

から指定候補者を選定することができる。

4 前項の場合において、町長等は、同項の (削除) 規定による選定前に、指定候補者に選定し ようとする非選定者に対する第2項の処分 を取り消すものとする。

とする団体と協議し、次条第1項の申請書 の提出を求め、第4条第1項各号に掲げる 基準に照らし総合的に判断するものとす

(指定管理者の指定の申請)

- 団体は、次に掲げる事項を記載した申請書 を町長等に提出しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) ____施設の名称
- 付しなければならない。
 - (1) 略
 - 施設の管理に係る事業計画書 (2)
 - (3)施設の管理に係る収支予算書
 - (4) 略

(指定候補者の選定)

第4条 町長等は、前条第1項に規定する<mark>申</mark>|第4条 町長等は、前条第1項に規定する<mark>申</mark> 請書の提出があったときは、次に掲げる基 準に照らして審査し

指定候補者

を選定するものとする。

- (1) 施設の利用に関し不当な差別的 取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 施設の設置の目的に照らしその 管理を効率的かつ効果的に行うことがで きるものであること。
- 施設の管理を適確に遂行するに 足りる人的構成及び財産的基礎を有する ものであること。

者を選定した後、法第244条の2第6項の規 定による町議会の議決を経るまでの間に、 当該指定候補者を指定管理者に指定するこ とが著しく不適当と認められる事情が生じ たときは、当該指定候補者を指定管理者に 指定しない旨の処分をし、前項の審査を行 った団体のうち指定候補者以外の団体の中 から指定候補者を選定することができる。

行

第5条 略

(指定の条件)

(協定の締結)

第5条 略

(指定の条件)

第6条 指定管理者の指定には、指定施設の 管理上必要な条件を付することができる。

第6条 指定管理者の指定には、指定施設の 管理上必要な条件を付することができる。 (協定の締結)

正

案

第7条 指定管理者は、第2条第8号 に規定する期間の開始前に、町長等と指定 施設の管理に関する協定を締結しなければ ならない。

第7条 指定管理者は、第2条第1項第8号 に規定する期間の開始前に、町長等と 施設の管理に関する協定を締結しなければ ならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定め るものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定め るものとする。

(1) 略

(1) 略

- (2) 指定施設の管理に要する費用に関す る事項
- (2) 施設の管理に要する費用に関す る事項
- (3) 指定施設の利用者等に係る個人情報 (個人情報の保護に関する法律(平成15年 法律第57号)第2条第1項に規定する個 人情報をいう。以下同じ。)の保護に関す る事項
- 施設の利用者等に係る個人情報 (個人情報の保護に関する法律(平成15年 法律第57号)第2条第1項に規定する個 人情報をいう。以下同じ。)の保護に関す る事項
- (4) 指定施設の管理を行うに当たって保 有する情報の公開に関する事項
- 施設の管理を行うに当たって保 有する情報の公開に関する事項

(5)、(6) 略

(5)、(6) 略

(事業報告書の提出)

- (事業報告書の提出)
- 第8条 事業報告書の提出は、毎年度終了後 第8条 事業報告書の提出は、毎年度終了後 60日以内(法第244条第11項 の規定によ り指定管理者の指定を取り消された団体に あっては、その取り消された日の翌日から 起算して60日以内)にしなければならない。
 - 60日以内(法第244条の2第11項の規定によ り指定管理者の指定を取り消された団体に あっては、その取り消された日の翌日から 起算して60日以内)にしなければならない。
- 2 事業報告書には、指定施設の管理に係る 収支決算書を添付しなければならない。 (区分経理)
- 2 事業報告書には、 施設の管理に係る 収支決算書を添付しなければならない。 (区分経理)
- 第9条 指定管理者は、<mark>指定施設の管理の業</mark> 第9条 指定管理者は、 施設の管理の業 務に係る経理とその他の業務に係る経理と を区分して整理しなければならない。 (業務の休廃止)
 - 務に係る経理とその他の業務に係る経理と を区分して整理しなければならない。 (業務の休廃止)

第10条 指定管理者は、指定施設の管理の業 第10条 指定管理者は、 施設の管理の業 務を休止し、又は廃止しようとするときは、 あらかじめ町長等の承認を受けなければな らない。

務を休止し、又は廃止しようとするときは、 あらかじめ町長等の承認を受けなければな らない。

(原状回復義務)

(原状回復義務)

了したとき(当該期間の満了後引き続き指 定管理者に指定されたときを除く。)、又は 法第244条の2第11項の規定によりその指 定を取り消されたときは、速やかにその管 理しなくなった___施設及びその設備を原 状に回復しなければならない。ただし、町 長等が特に支障がないと認めるときは、こ

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満 第11条 指定管理者は、その指定の期間が満 了したとき(当該期間の満了後引き続き指 定管理者に指定されたときを除く。)、又は 法第244条の2第11項の規定によりその指 定を取り消されたときは、速やかにその管 理しなくなった<mark>指定施設及びその設備を原</mark> 状に回復しなければならない。ただし、町 長等が特に支障がないと認めるときは、こ

行

の限りでない。

第12条 略

(秘密保持義務)

- 第13条 指定管理者の役員及び職員並びにこ れらの者であった者は、指定施設の管理の 業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は 自己の利益のために使用してはならない。 (個人情報の安全管理)
- に係る個人情報の取扱いについて、個人情 報の保護に関する法律第66条第2項の規定 により準用する同条第1項の規定により指 定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実 施しなければならない。

(情報公開)

務に関して保有する情報の公開について必 要な措置を講じなければならない。

(意見の聴取)

第16条 町長等は、第2条本文

の規定により公募しようとするとき、 同条ただし書の規定により公募を行わずに 指定候補者を選定しようとするとき及び第 4条第1項の規定により指定候補者を選定 しようとするときは、町長の附属機関であ る愛南町指定管理者選定委員会の意見を聴 かなければならない。ただし、指定施設の 管理上緊急に指定管理者を指定しなければ ならないときその他意見を聴かないことに ついて合理的な理由があるときは、この限 りでない。

第17条 略

正 案

の限りでない。

第12条 略

(秘密保持義務)

- 第13条 指定管理者の役員及び職員並びにこ れらの者であった者は、施設の管理の 業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は 自己の利益のために使用してはならない。 (個人情報の安全管理)
- 第14条 指定管理者は、指定施設の利用者等 | 第14条 指定管理者は、 施設の利用者等 に係る個人情報の取扱いについて、個人情 報の保護に関する法律第66条第2項の規定 により準用する同条第1項の規定により指 定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実 施しなければならない。

(情報公開)

第15条 指定管理者は、指定施設の管理の業 第15条 指定管理者は、____施設の管理の業 務に関して保有する情報の公開について必 要な措置を講じなければならない。

(意見の聴取)

第16条 町長等は、第2条第1項(第3号を除 く。)の規定により公募しようとするとき、 同条第2項 の規定により公募を行わずに 指定候補者を選定しようとするとき及び第 4条第1項の規定により指定候補者を選定 しようとするときは、町長の 附属機関で ある愛南町指定管理者選定委員会の意見を 聴かなければならない。ただし、同項第3 号の規定に該当する

ときその他意見を聴かないことに ついて合理的な理由があるときは、この限 りでない。

第17条 略